平成２２年（フ）第２９２５号
大阪府寝屋川市高柳５丁目17番８号
債務者　藤中　敏和
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４０号
大阪市住吉区南住吉２丁目８番13―402号
債務者　志岐千恵子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４９号
大阪府池田市緑丘２丁目７番９号
債務者　武田　頼子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９５１号
大阪市港区磯路３丁目１番18号　ソレイユ磯路802号
債務者　山田　貴博
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９５８号
大阪府枚方市星丘２丁目44番22―102号
債務者　大野　剛司
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６０号
大阪府枚方市養父丘１丁目２番15号
債務者　藪下　忠彦
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６１号
大阪府枚方市養父丘１丁目２番15号
債務者　藪下　定子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６９号
大阪府茨木市真砂１丁目８番４号
債務者　坂本　美幸（旧姓西垣）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８８号
大阪府高槻市栄町１丁目１番18号
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２６号
大阪市東淀川区西淡路４丁目９番７号
債務者　東口　武司
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５４号
大阪府守口市外島町２番３―702号
債務者　川本ゆかり（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１０３号
大阪市西淀川区中島１丁目13番26号
債務者　大野　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３２号
大阪市淀川区東三国３丁目９番３―1309号
債務者　小林**眞**弓美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１９７号
大阪府東大阪市吉田７丁目６番５号マンション泉105号
債務者　井阪　弘幸
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２０号
大阪市西成区岸里東１丁目８番15号グルパ岸里101号
債務者　秋山　和功
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２８号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番13号
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３９号
大阪市平野区瓜破西２丁目５番４号
債務者　吉岡多美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５４号
大阪市西成区長橋１丁目４番23号　大石文化２Ｆ西側
債務者　森岡　　實
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部